

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、賃金・価格等規制の「第3段階」へ移行

ニクソン大統領は1月11日、経済安定法に基づく大統領命令(Executive Order)により、「第2段階」の賃金・価格等の法的規制を一部問題業種(食料品、医療、建設)を除き原則として撤廃し、事前承認を要しない自主規制

へ移行する旨発表、即日実施した(「第3段階」へ移行)。ガイドラインはさしあたり「第2段階」のそれを据え置くとともに、必要な場合における政府の強制的介入権(罰則つき)を留保するため、根拠法規である経済安定法(4月30日期限切れ)の1年間延長を議会に要請した。本措置により政府は、本年末における物価上昇率を2.5%以下に抑制することを目標としている。

「第3段階」の内容を「第2段階」と比較対照すれば下表のとおり。

#### ◇米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は1月12日、全12連銀の公定歩合

#### 米国の「第2段階」および「第3段階」規制の概要

	第2段階(1971.11.14~73.1.10) (法的規制)	第3段階(1973.1.11実施) (法的規制の原則的撤廃、自主規制へ移行)
価格	<p>イ. ガイドライン…総体としての物価水準の上昇を年率2.5%以内に抑えるため、コスト上昇に見合う価格引上げ(ただし生産性上昇分を差し引く)のみ容認。ただし、その結果、当該企業の売上げ高に対する税引前利潤率が基準年値(71年8月15日以前に終わる各企業の過去3事業年度のうちいずれか2年の平均を上回ってはならない(利潤率規制)。</p> <p>ロ. 運用基準</p> <p>(イ) 年商1億ドル以上の企業…値上げに際し物価委員会の事前承認が必要。四半期ごとに価格、原価、収益に関する報告書を提出。ただし、建設、医療は各500万ドル、100万ドル以上の場合事前承認が必要。</p> <p>(ロ) 同500万ドル以上1億ドル未満…値上げの事後報告ならびに(イ)と同様の報告書を提出。ただし建設、医療は各25~500万ドル、5~100万ドルの場合事後報告。</p> <p>(ハ) (イ)、(ロ)以外…抽出調査によるチェック。 なお、年商10万ドル未満の零細小売店、被雇用者数60人以下の小企業(ただし建設、医療または年商500万ドル以上の企業を除く)等は規制免除。</p>	<p>イ. ガイドライン…同左。ただし利潤率規制については、①71年8月15日以降に終わる事業年度をも基準年値に算入可(したがって、4ないし5事業年度のうちいずれか2年を選択しうる)、②利潤率が基準年値を超過する場合でも、当該企業の平均価格上昇率が年1.5%以内であるかぎりコスト上昇をカバーするための価格引上げを容認(利潤率規制の緩和)。</p> <p>ロ. 運用基準</p> <p>(イ) 年商250百万ドル以上の企業…四半期ごとに平均販売価格、利潤率を生計費審議会(CLC)に報告。</p> <p>(ロ) 同50百万ドル以上250百万ドル未満…平均販売価格、利潤率に関する記録を整備、CLCの要求に応じて提出。</p> <p>ハ. 食料品(加工、販売)、建設、医療については、従来の法的規制をほぼそのまま継続。</p>
家賃	上昇率は原則として年2.5%以内とする。	規制全廃。
賃金	<p>イ. ガイドライン…一般的基準は年率5.5%以内、関連業種との権衡を考慮しなければならない場合は年率7%まで可。</p> <p>ロ. 運用基準</p> <p>(イ) 組合員5,000人以上の労組…賃上げに際し賃金委員会の事前承認が必要。</p> <p>(ロ) 同1,000人以上5,000人未満…同委員会に事後報告。</p> <p>(ハ) (イ)、(ロ)以外…抽出調査によるチェック。 なお、被雇用者数60人以下の小企業(ただし建設、医療または年商500万ドル以上の企業を除く)等は規制免除。</p>	<p>イ. ガイドライン…さしあたり同左。ただし労使諮詢委員会(新設)がその修正の是非等を検討。</p> <p>ロ. 運用基準</p> <p>(イ) 組合員5,000人以上の労組…賃金変更のつど、CLCに事後報告。</p> <p>(ロ) 同1,000人以上5,000人未満…賃金変更の記録を整理、CLCの要求に応じて提出。</p> <p>ハ. 食料品(加工、販売)、建設、医療については、従来の法的規制をほぼそのまま継続。</p>
金利・配当	<p>(自主規制)</p> <p>イ. 配当…72年中、1株当たり配当額を基準年値(各企業の69、70、71事業年度中任意の年の配当額)の4%増以内に抑制。</p> <p>ロ. 金利…金利・配当委員会が銀行首脳と非公式会合を開くなどにより利上げ自歎を要請。</p>	<p>イ. 配当…同左。</p> <p>ロ. 金利…同左。</p>
機構	CLCの下に賃金委員会、物価委員会、金利・配当委員会等を設置。	賃金、物価両委員会を廃止し、CLC内に担当部門(division)を設置、ほかに労使諮詢委員会(さしあたり労使代表各5名で構成)を新設。

引上げ(4.5→5.0%、15日実施)を承認した旨発表した。今次引上げの趣旨につき、同理事会は次のように説明している。

「今次措置は、このところ大幅上昇をみている市場短期金利に公定歩合を近づけることにねらいがある。公定歩合とその他の資金調達コストとの格差拡大から、最近銀行の連銀借入れが著増、1月10日に終わる4週間の平均借入れ残高は12億ドルと、1月初から12月央間のほぼ2倍に達している。今次措置により、公定歩合は新経済政策開始時の71年8月15日の水準となった。……今次引上げは市場短期金利の上昇に対する受け身の調整にすぎず(merely a passive adjustment)、したがって、これを契機に市場短期金利がさらに上昇すべき筋合いのものではない」。

なお、12連銀の公定歩合のいっせい変更は、1914年11月に連邦準備制度が創設されて以来はじめてのことである。

#### ◇米国、長期国債を発行

財務省は72年12月27日、20年もの長期国債(表面利率6.75%)625百万ドルを入札方式かつ単一価格方式(全落札者に対し、それぞれの入札価格のいかんを問わず、一律に最低落札価格で売却)で発行(1月4日入札)する旨発表した。

長期国債が入札方式で発行されるのは今回がはじめてであり、また入札に際して単一価格方式がとられるのもT Bを含むあらゆる政府証券の発行を通じてはじめてである。これらはいずれも国債管理政策改革案の一環としてかねて財務省で検討されていたものであるが、とくに単一価格方式は、金融情勢の変化に相対的にうとい地方小銀行等が、不必要に高い価格での落札をおそれて応募を渋りかねない通常の入札方式(落札者はそれぞれの落札価格により証券を取得)を大きく変えるものであり、同省ではこれにより国債分布のいっそうの拡大を図りたいとしている。

その入札結果をみると、応募総額は17.5億ドル、落札価格は99.50(応募者利回り6.795%)と額面を割った。なお、発行額の4分の3がニューヨーク連銀管轄地域内の応募者によって取得された。

## 欧洲諸国

#### ◇英国政府、所得政策「第2段階」案を発表

英国政府は1月18日、「インフレ抑制計画第2段階」と題する白書を発表、現在実施中の賃金、物価等凍結

措置(47年11月号「要録」参照)に続く所得政策「第2段階」の政府案を明らかにした。

同白書の概要以下のとおり。

- (1) インフレーション抑制の責任は、自主的な規制が成立していない現在、政府が負うべきものである。このために物価委員会(Price Commission)および賃金委員会(Pay Board)を設置し、政府および上記両委員会は3年間、価格、賃金、配当および家賃を規制する権限をもつこととする。政府は上記規制の細目を定めるため議会の承認を経て価格賃金規則(Price and Pay Code)を決定する。
- (2) 現在実施中の凍結措置(2月27日に期限到来)は有効期間を60日間延長するが、本提案が3月31日までに立法化した場合には、同日解除し第2段階に移行するものとする。ただし物価については、付加価値税導入(4月1日の予定)に伴いとくに配慮の要があるため、4月末まで現行の凍結措置を継続する。
- (3) 製造業者は不可避のコスト上昇に見合う分以上に価格を引き上げてはならない。コスト上昇に見合う分についても、大企業の場合は事前の承認を要することとし、中小企業も物価委員会に対し定期的に報告を行なうこととする。また、売上高利益率は過去5年間中最高峰2年の平均を上回ることはできないこととし、これを上回る場合は価格引下げが要請される。
- (4) 卸小売業者の粗利益率は最近の基準期間の水準に据え置くこととし、また製造業と同様の売上高利益率規制を適用する(注)。
- (注) このため、たとえば粗利益幅が一定であっても、売上げ増大により単位当たり固定経費が低下した場合には、価格引下げが必要となる。
- (5) 生鮮食料品、輸入品は引き続き価格規制の対象外とする。
- (6) 家賃については、すでに立法化されている「住宅金融法」(Housing Finance Act)による規制にゆだね、新たな規制を設けないが、低所得者層救済のため家賃補給金の給付対象を拡大する。
- (7) 営業用不動産の賃貸料については凍結を継続する。土地については新規開発を奨励し、また土地取引により過大な利益が発生しないように対策を講ずる。
- (8) 賃金については1973年秋まで、1人当たり週1ポンド・プラス現行給与の4%増をその引上げ限度とする。上記ファンド内での配分は各組合の自由とするが、1人当たりの賃上げ幅は年間250ポンドを上限とする。ただし賃金に男女間格差がある場合の女性の賃上げは、1973年末までに格差の3分の1を縮小する範囲内で上記限度をこえることができる。

本年秋以降の賃上げ水準については、物価水準、経済成長率を勘案したうえ、賃金委員会、その他機関、団体と協議のうえ定めることとする。

(9) 企業配当は原則として前会計年度の5%増を上限とする。

(10) 現段階におけるインフレ抑制に際しては法的規制が不可避であるが、今後自主的なインフレ抑制策が成立した場合にも本提案は弾力的に運営が可能であり、とくに物価委員会、賃金委員会は重要な役割を果たしえよう。

#### ◇西ドイツ、公定歩合の引上げ等を決定

1. ブンデス銀行は、1月11日の定例中央銀行理事会において下記の措置を決定した。

(1) 公定割引歩合を4.5%から5.0%に、また債券担保貸付金利(ロンバード・レート)を6.5%から7.0%にそれぞれ引き上げる(1月12日実施)。

(2) 売りオペ金利を割引国庫債券(期限前売戻し可能なものの)については1%、大蔵省証券、備蓄機関証券および割引国庫債券(期限前売戻し不可能なもの)については0.5%、それぞれ引き上げる。

(3) 金融機関に対する再割引枠を4月1日以降10%削減する(注)。

(注) 72年11月30日の定例中央銀行理事会において、再割引枠の10%削減を2月1日から実施することがすでに決定されている。

2. 本措置に関しブンデス銀行は、「著増をみている銀行貸出と通貨量を抑制し、もってインフレ傾向の抑制に一段と寄与するため、今次措置を実施することとした」と説明を加えたほか、会議終了後の記者会見においてエミンガー副総裁は次のように語ったと伝えられる。

(1) 今次決定にあたり、対外経済上の余地の有無につき検討を行なったが、現時点においても米ドル相場は介入下限を大きく上回っており、新たな外資流入の危険はない判断した。

(2) 最近の銀行貸出の増加は、企業の資金需要の増加に対し、銀行が無制限に貸し応じていることによるものとみられるが、そのテンポはすでにノーマルな範囲をこえている。

(3) 再割引枠をさらに削減することとしたのは、金融機関の中央銀行信用への依存を困難化することが適当と判断したためであり、これによりブンデス銀行の金融機関向け貸出の余地は約17億マルク減少することとなる。

(4) 年初早々妥結をみた金属関係の賃金引上げ(8.5%)は、明らかに生産性の伸びをこえ、コスト面から新た

な価格引上げ要因を生ぜしめたものといえよう。しかし、これを実際に価格に転嫁しうるか否かは金融面の事情いかんにかかっている。ブンデスバンクのねらいは、金融政策の活用によりその転嫁の余地を縮減していくことにある。

#### ◇西ドイツ、8.5%利付連邦鉄道債を発行

連邦鉄道(Bundesbahn)は、中央資本市場委員会から公定歩合の引上げや債券市場金利の上昇傾向を考慮して新発債の表面金利引上げ(8.0→8.5%)を勧告(1月12日)されたのを受け、1月19日、表面金利8.5%の長期債を発行した。8.5%もの公債の発行は70年12月に発行されて以来はじめてであるが、昨年秋以降のたび重なる市中金利の上昇傾向からみて、かねて予想されていたものである。

発行条件は次のとおり。

発行額	400百万マルク
表面金利	8.5%
期間	12年
発行価格	99 1/4
応募者利回り	8.61%

#### ◇西ドイツ、貯蓄預本金利を0.5%引上げ

西ドイツの貯蓄銀行、信用組合、個人銀行は、各種期間の貯蓄預本金利を73年1月1日から0.5%引き上げた。この結果、法定告知期間付き(3ヶ月)貯蓄預本金利は4.0%から4.5%となった(注)。

今次引上げは、72年秋以来長期金利が上昇基調を強めたため、貯蓄資金が債券にシフトすることにより貯蓄預金の減少が懸念されたことに対処したものである(47年12月号「要録」参照)。なお、貯蓄銀行協会は72年12月、貯蓄預本金利の引上げをすでに傘下銀行に対し勧告していた。

また、上記措置に呼応して、郵便貯蓄預本金利も1月1日以降法定告知期間付きに限り0.5%引き上げられた(4.0→4.5%)。

(注) 前回の貯蓄預本金利の変更は、72年3月1日(4.5→4.0%)に実施されている(47年3月号「要録」参照)。

#### ◇フランス、フランス銀行法の改正法を公布

フランス銀行法の改正法案は72年12月18日、政府原案に若干の修正がなされて可決成立し、1月4日付け官報に「フランス銀行に関する1973年1月3日付け法律第73-7号」として公布された。同法の改正作業は72年初からフランス銀行のイニシアチブのもとに進められ、大蔵

省対案との妥協を経て同年6月政府原案として成案されていたものである。

今回のフランス銀行法改正の要点は次のとおり。

#### (1) 法体系の整備

同行の法体系は、同行が1800年ナポレオンの保護と援助のもとに創立されて以来の法律、政令等を集大成した1936年の集成フランス銀行法(注1)と、その後必要に応じて制定された各種法令(注2)から成り立っており、死文化した条文、重複した条文が混在している。今回の改正によって旧法のほとんどが廃止され、法体系の整理簡素化が図られた(注3)。

(注1) 正式には、1936年7月24日付け「フランス銀行を規制する諸法律および法令の改正、補完に関する法律」に基づく、1936年12月31日付け「フランス銀行諸法典編纂に関する政令」。

(注2) このなかには1945年12月2日付け「フランス銀行および大銀行の國有化ならびに信用組織に関する法律」も含まれる。

(注3) 旧法の192条に対し改正法では全体で42条となっている。

#### (2) フランス銀行の地位、権能の明確化

フランス銀行の地位、権能については従来成文法上必ずしも明確でなく、多くの法令や伝統的慣例を参照するほかなかったが、今回の改正によりその地位および権能が明確に規定された(注1)。

また、従来成文法上格別の規定がなかった政府との関係については、新たに条文(注2)が設けられたが、ウォルムセル・フランス銀行総裁は政府との関係につき、「改正法案は法制を現状に即したものにするにすぎず、実体的には従来となんらの変化はない」と議会で証言しており、フランス銀行の独立性は現状どおり維持されるものと解されている。

(注1) 改正法によるフランス銀行の地位および権能に関するおもな規定は次のとおり。

第1条 フランス銀行は、国の經濟・金融政策の枠内において、通貨価値の維持を図り信用創出の動向を監視する使命を国家から付与されている機関である。こうした資格に基づきフランス銀行は、銀行組織が円滑に機能するよう配慮する。

第3条 フランス銀行は、国家のために、かつ大蔵大臣の一般的指示の範囲内で、フランと外貨との関係を調整し、公的外貨準備の管理を行なう。

フランス銀行は、大蔵大臣の認可を得て諸種の国際通貨協定に参加できる。

第4条 フランス銀行は、通貨に関するあらゆる問題につき意見を述べる資格を有する。

フランス銀行は、国家信用理事会の協力を得て政府により決定される金融政策の立案に貢献し、その実施に参画する。…中略…フランス銀行は、銀行組織に対しそれが創出する信用の量および質に關し各種の規制ならびに指針を遵守するよう要請することができる。

(注2) 改正法では、監事(censeur)の権限につき、「1名の監事およびその代理者が大蔵大臣により任命され、理事会の会議に出席する」(第13条)、「理事会決議の成立は、監事が異議を唱えないかぎり確定する。もし監事が異議を唱えた場合には、決議が自動的に廢棄とされない期間内に総裁は新たな審議のため理事会を召集する」(第16条)と規定している。一方、集成フランス銀行法では理事会における監事の権限につき、「監事は理事会において議決権を有しない。監事はフランス銀行の秩序もししくは利益のため役だつと信ずる方策を提議する。前項の提議が

まったく採用されないときは監事はこれを議事録に記載することを要求することができる」(同61条)と定めていた。

#### (3) 業務規定の現状への即応

フランス銀行の信用調節手段の中心が公開市場操作に移行している現状にかんがみ、改正法では貸出政策に関する条文を簡素化する(注1)とともに、公開市場操作をフランス銀行の機能の一つとして成文化している(注2)。

また対外面での業務規定も充実され、フランス銀行は外国の通貨当局、国際機関等と貸借関係を結ぶことが可能とされている(注3)。

(注1) 集成フランス銀行法では、その第112条から第135条にわたって割引・貸付業務について規定しているが、改正法ではぐっと簡素化(第5条)されている。

第26条 フランス銀行は、その割引の際に適用する金利、期間およびその割引方式等割引に関する要件を、理事会で決定する。

第27条 フランス銀行は、理事会の定めるリストに記載されている手形あるいは有価証券を購入・売却するほか、条件付きで売買することができる。

第28条 公開市場操作は、理事会が定める諸条件の範囲内で、総裁の発議に従ってこれを実施する。

(注2) 公開市場操作に関する規定は集成フランス銀行法ではなく、別途1938年6月17日付け「フランス銀行の権限拡大に関する法律」に基づいて行なわれてきた。

(注3) 改正法第20条「フランス銀行は、外国の銀行、その他金融機関あるいは国際的な通貨機関との間に、フラン資金の貸借を行なうことができる」の規定による。

#### ◇フランス銀行、中期信用手形・債券最低保有率引下げ等の措置を決定

フランス銀行は1月17日、中期信用手形・債券最低保有率を現行10%から7%に引き下げるとともに、第2種民間手形の買切りオペを実施することを決定した(実施日はいずれも29日)。最低保有率の引下げによる流動性増加は、70億フラン程度と見込まれている。

本措置は、16日の国債発行(65億フラン)、昨年11月の貸出準備率引上げ(15→33%)などによる流動性のひっ迫を緩和するため、買オペ適格手形を市場に解放したものとみられる。

#### ◇フランス銀行、債券の買オペを実施

フランス銀行は、昨年6月30日の政令によりオペ対象に上場債券を追加することが認められ(47年7月号「要録」参照)、またさきに成立した改正フランス銀行法(47年12月18日成立)の業務規定においても債券の売買を行なうことができる旨の条文が織り込まれたが、このほど同行理事会は対象となる債券銘柄の第1回リストを決定し、公社債市場から若干の購入を実施した。

今回のオペは小規模なため金融政策上大きなウエイト

を占めるものではないが、フランス銀行法改正の機をとらえ、債券を対象とするオペ実施に着手し、将来への足がかりを築くとともに、金融政策手段の整備拡充を意図したものとして注目される。

#### ◇フランス、企業の对外借入れ等に関する規制を緩和

フランス大蔵省は、1971年夏以降外貨流入防止の見地からフランス企業の对外借入れないし外債発行を事実上禁止してきたが、最近の為替市場の動向にかんがみ、1月8日、本件規制を一部緩和する旨発表した。

同発表によれば、今後フランス企業は、对外投資所要資金の調達にあたり、国内での調達未充足額あるいは在外子会社の現地調達未充足額の範囲内において、对外借入れあるいは外債発行の許可申請を行なった場合には、これが為替市場に大きな影響を及ぼさないと判断されればケース・バイ・ケースで弾力的に許可が与えられる。

#### ◇イタリア、二重為替市場制を導入

1. イタリアは1月20日、リラ防衛の見地から二重為替市場制を導入するとともに、リーズ・アンド・ラグズによる短資の流出増を抑制するため、輸出入に関する標準決済規制を強化するなど概要次のような措置を決定した(22日から実施)。

##### (1) 二重為替市場制の導入

イ. 公定市場は経常取引にかかる外貨の売買に限定する。同市場ではこれまで同様イタリア銀行の介入によって、EEC変動幅縮小計画の枠内に相場が維持される。

ロ. 自由市場では資本取引にかかる外貨の売買が行なわれ、為替相場は需給関係によって決定される。

##### (2) 輸出入に関する標準決済規制の強化

イ. 輸入前払いの期間を輸入前90日から30日に短縮。

ロ. 輸出代金の回収期間を輸出後360日から90日に短縮。

なお、期間が輸入前31日から360日まで(EC諸国向けは5年まで)の輸入前払いおよび期間が輸出後91日から360日まで(EC諸国は5年まで)の輸出代金の回収は、イタリア為替局の事前書類審査を受けることとする。

##### (3) 外貨預金預入期間の短縮

輸出業者等が受け取った外貨は、これまで6ヶ月間外貨預金の形で保有することが認められていたが(期間経過後は替為局に集中)、この保有期間を1ヶ月に短縮。

2. イタリアでは、経常収支は黒字基調にあるにもかか

わらず、①EC諸国の金利上昇に伴う内外金利格差拡大、②付加価値税体系への移行(本年1月1日)による物価上昇加速化、③昨秋來の労働協約改訂による賃金コスト上昇、④政府の南イタリア開発計画進行停滞に対する不満、などを背景とした社会的政治的不安が根強いことなどから資本流出、外貨準備の減少が続いているため、本措置はかかる資本流出を防止し、またリーズ・アンド・ラグズ等投機的な短資移動を抑制する目的で採られたものとみられる。

#### ◇スイス、公定歩合を引上げ

1. スイス国民銀行は1月19日、公定割引歩合を3.75%から4.5%に、債券担保貸付利子歩合を4.75%から5.25%にそれぞれ引き上げ、1月22日から実施することを決定した。

2. 今次措置は、昨春來の最低準備率の引上げや資本流出促進策の効果が顕現化する一方、国内景気の過熱化に伴う需資増勢により国内金融市場がひっ迫、市中金利が上昇傾向をみせている(3ヶ月もののコール・レート、72年3月平均0.5%→6月2.0%→9月1.5%→12月4.0%→73年1月中旬5.75%)ため、公定歩合を市中の実勢に適合させるとともに、あわせて通貨量の増大を招く中央銀行信用への依存を抑制することをねらったものとみられる。

なお、今次公定歩合の変更は、1969年9月(3.0→3.75%)以来3年4ヶ月ぶりに行なわれた。

#### ◇スイス国民銀行、市場介入停止等の措置を実施

1. スイス国民銀行は1月23日午前、外国為替市場において米ドル買ささえのための介入を停止する旨発表するとともに、同日午後、72年10月16日に廃止した銀行の対外ポジション規制(注)を復活し、1月29日から実施することとした。

(注) 各銀行は毎日営業終了時において、その对外債務残高合計額を対外債権残高合計額でカバーしていかなければならない。債権・債務には先物取引も含まれる(47年11月号「要録」参照)。

本措置に関するスイス国民銀行のコミュニケは次のとおり。

「外国の通貨政策措置に伴い、1月22日(月)、一部投機色も加わったスイス・フランに対する強い買い需要が生じた。通貨の増發を招来する新たな短資流入の危険に対処するため、スイス国民銀行は連邦政府の承認を得て、市場が平静に復するまでの間、為替市場への介入を取りやめることとした。」

2. 昨年末、スイスの外国為替市場では国内金融市場

### スイスの主要経済指標

	1970年	1971年	1972年			
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	最新月
○ G N P 伸び率(%) (実質)	4.4 ( 6.0)	4.3 ( 4.4)				
鉱工業生産*(1963年=100)	143 ( 8.3)	146 ( 2.1)	143 ( 2.9)	150 ( 1.4)	145 ( 2.1)	145(第3四半期)
○ 失業者数(期末月、千人)	0.10 ( 0.17)	0.10 ( 0.10)	0.13 ( 0.08)	0.06 ( 0.04)		0.08(8月)
賃金(1963年=100)	143 ( 6.7)	157 ( 9.8)	168 ( 9.1)	169 ( 9.0)	171 ( 8.2)	171(第3四半期)
消費者物価(1963年=100)	126.3 ( 3.5)	134.6 ( 6.6)	140.5 ( 6.6)	142.3 ( 6.5)	144.2 ( 6.7)	148.6 ( 6.9)(12月)
卸売物価(1963年=100)	111.6 ( 4.1)	114.1 ( 2.2)	116.3 ( 2.7)	117.5 ( 2.5)	118.3 ( 3.7)	121.7 ( 5.8)(12月)
銀行貸出(十億フラン、未残)	110.08 ( 9.1)	119.75 ( 8.8)	120.13 ( 8.0)	123.92 ( 8.5)	126.07 ( 9.8)	126.07(9月)
マネー・サプライ(十億フラン、未残)	45.70 ( 11.8)	53.77 ( 17.7)	54.77 ( 19.7)	54.87 ( 14.1)	54.61 ( 9.7)	54.37(10月)
輸出(F O B)月平均 輸入(C I F)百万	428 ( 10.6)	480 ( 12.1)	548 ( 21.5)	560 ( 18.4)	574 ( 16.7)	612 ( 22.9)(11月)
○貿易収支ドル	△ 111 (△ 53)	△ 122 (△ 111)	△ 121 (△ 112)	△ 138 (△ 126)	△ 147 (△ 124)	△ 134 (△ 127)(11月)
○金・外貨準備(未残、百万ドル)	5,132 ( 4,425)	6,966 ( 5,132)	6,744 ( 4,623)	7,018 ( 5,083)	7,405 ( 6,549)	6,440 ( 6,531)(11月)

(注) 1. \*印は季節調整済み。

2. カッコ内は前年同期(月)比増減率。ただし、○印は同実数。

資料: OECD, Main Economic Indicators, I F S, スイス国民銀行年報等。

のひっ迫を映じてドル直物相場の軟化傾向が目だつてい  
たが、イタリアの二重為替市場制導入を契機にスイス・  
フランも二重為替市場制ないしフロート制に移行するの  
ではないかとのルーマーが生じ、今次措置決定の前日(22  
日)、かなりのドル売り圧力に見舞われ、国民銀行は介入  
を余儀なくされていた。

#### ◇スイス、外債発行代り金等の国民銀行における米ドル 交換措置を廃止

スイス国民銀行は、外資流出促進のため72年2月以来、3大商業銀行との申合せに基づきスイス・フラン建  
外債発行代り金等の一定比率(72年9月以後、期間5年  
未満50%、同5年以上60%)を同行で米ドルに交換させ  
てきたが(47年3月号、5月号、8月号、10月号「要録」  
参照)、1月中旬本措置を廃止した。

これは、上記措置や海外金利の上昇に伴う外資流入鈍

化などから過剰流動性も解消し、一方、国内景況の過熱傾向による需資増高の結果、国内金融市場が著しくひっ迫の様相を示してきたものに対処したものである。なお、72年2月に導入された本措置によるドルの流出額は72年中で25億スイス・フラン(約6.5億ドル)に達したものとみられる。

#### ◇スイス、インフレ抑制策の実施 細目を決定

スイス連邦政府は1月10日の閣議において、昨年12月20日議会を通過したインフレ対策のための緊急連邦決議に関する政令を決定するとともに、今後のインフレ対策の進め方等についてコミュニケーションを発表した。政令およびコミュニケーションの主要点は次のとおり。

- (1) 金融面からのインフレ抑制策は、現在のところ市中貸出規制に重点がおかれる。本年7月末の市中貸出増加率を前年比6%増に抑制する。最低預金制度については、現在の市場ひっ迫を考慮すると準備率引上げの余地は狭く、現在の19億スイス・フランの流動性吸収額を若干高める程度にとどめざるをえない。

連邦政府は債券等の発行調整のための委員会(国民銀行役員1名が参加し、委員長をつとめる)を設立させるとともに、国民銀行はとくに公債発行に関し、73年中の発行許容額を34億フラン(72年中は40億フラン発行)に制限する(注1)。

- (2) 輸出預託金については現在の景気上昇の支持要因が主として内需にあるため、その発動を当面見送ることとするが、大蔵省、経済省は貿易動向との関連をにらみつつ同制度の発動の時期等を今後さらに検討する。
- (3) 小口金融や割賦販売に関する宣伝は、景気政策上好ましくないので、テレビ等を通じてこの種の宣伝を禁止する。また、割賦販売の条件をきびしくし、頭金率引上げ(35→40%)のほか割賦期間を短縮(18→15ヶ月)するとともに、小口金融の返済に期限を設ける(従来制限なし→15ヶ月)(注2)。

(注1) 金融政策面に関する政令は73年1月1日にそとして発効。なお、非居住者債務に対する最低預金制度に関する72年7月5日の政令(71年7月末以降の非居住者債務の増加に対し、最高率90%までの最低預金を国民銀行に積み立てる。47年7月号「要録」参照)は廃止される。

(注2) 本措置に関する政令は73年1月15日に発効。

#### ◇オランダ、現金準備制度を活用

オランダ銀行は、このほど商業銀行、農業信用銀行中央機関等に対し、1月18~24日の預金債務につきその1%相当額を同行に積み立てさせることを決定した。

(注) 現金準備制度は昨年9月22日から向こう1か月間にわたり預金債務の2%をオランダ銀行に預入させることとなっていたが、10月4日で打ち切られている。

#### ◇デンマーク市中銀行、預金利協定を解消

デンマークの商業銀行および貯蓄銀行の合同協議会は、1月初旬、1935年以来続いてきた預金利協定を解消することを決定した(2月1日から実施)。これは、金融機関の競争激化から最近同協定に従わない銀行がみられるなど協定が事実上有名無実化していたことによるもので、今後さらに銀行間の競争は激化するものと予想されている。なお今回の措置により、免税預金および1年定期預金利は1%方上昇する見込みである。

#### ◇ノルウェー、価格通告制度を導入

ノルウェー政府は、昨年9月以来実施してきた価格凍結策を取りやめ、かわりに1月1日から価格通告制度を導入した。

本措置は前回の価格凍結解除(71年11月15日)以降採られた措置と同様のもので、その概要是以下のとおり。

- (1) 主要企業は、価格引上げを実施する場合には価格監督理事会への事前通告を必要とする。
- (2) これら企業は、通告後1か月以内に価格引上げを実施できない。
- (3) 家庭消費省(The Ministry of Consumer and Administrative Affairs)は、その他企業に対し同様な通告をするよう要請することができる。
- (4) 売上高利益率は、価格監督理事会の承認がないかぎり72年12月末の水準にとどめる。
- (5) 価格監督理事会は、必要と認める場合には価格を監視し、価格の調査を行なうことができる。

### ア ジ ア 諸 国

#### ◇第13回インドネシア債権国會議の開催

72年12月21、22の両日、73年度新規援助を決める第13回インドネシア債権国會議がアムステルダムで開催され

た(日本を含む12債権国およびIMF、ADB等の国際機関が参加)。

同会議では、インドネシア側から、最近の干ばつによる穀物減産を理由に食糧援助の増額等を含む総額7.6億ドル(72年度実績6.7億ドル比13%増)の援助要請が出され、各国はこれを了承した。

その内訳は次のとおり(単位・億ドル)。

	73年度	(72年度)
食糧援助	1.6	(1.1)
商品援助	2.1	(2.1)
プロジェクト援助	3.9	(3.5)
計	7.6	(6.7)

さらに席上、ひも付き援助撤廃の問題についても討議が行なわれたが、各国の足並みがそろわなかったため、世銀に実行可能なスキームの作成を委託し、次回会議(5月開催の予定)でこれをもとに検討を進めることとなった。

なお、各国ならびに各国際機関別の援助額は、本会議で合意をみた総額の対前年度比伸び率などを参考にして個別交渉により決定される。

#### ◇フィリピン、新憲法を公布

マルコス・フィリピン大統領は1月17日、新憲法の公布を宣言した(同日発効)。

新憲法は、1935年米国の統治下で制定された前憲法と比較して、大統領制から議院内閣制への移行(ただし、大統領は國の象徴として存続)など、政治・社会制度の広範な変更を定めている。経済関係では、次のとおりナショナル・インタレスト重視の基本方針が明確に打ち出されていることが特色である。

- (1) 議会は、新たに設置される国立経済開発委員会(議会諮詢機関、委員長には首相が就任)の勧告に基づき、特定の産業分野について、外国人ないし外国企業(外資比率40%超)の投資を禁止することができる。
- (2) 外国人および外国企業(同上)は、公益事業の運営(operation of public utility)に参加する権利を有しない。
- (3) 同国の大物資源を探鉱、探掘、利用する権利については、自国民ないし自国企業(出資比率60%以上)に限り保有を認める。ただし、外国人ないし外国企業と技術、金融、経営等に関する協力協定を結ぶことは、さしつかえない。

#### ◇香港、為替管理を全廃

香港政府は本年1月1日以降、為替管理を全面的に撤

廃する旨、正式に発表した。

香港の為替管理はここ数年来運用面で大幅に緩和され、とくに昨年6月のスターリング地域からの離脱に伴いすでに事実上の自由化(注1)が行なわれていたので、今回の措置は形式的に残存する手続的な規定の廃止にすぎない。しかし関係業界では、形式的にせよ、今までに残っていた為替管理面の諸手続がまったく廃止され、公認・非公認銀行ともあらゆる通貨建で短期金融のみならならず長期金融も自由に行なうる態勢が整ったことは、香港の銀行取引の活発化を一段とうながす象徴的な意義が少くないとしている。

なお、今次措置に伴い、銀行保有英ポンドはたてまえ上まったく自由に他通貨に交換できることとなつたが、英ポンド価値保証との関係から、その大量取引については政府との事前協議が必要とされている。

(注) 自由化の主要な点

- (1) 公認為替市場(おもに英ポンド取引)と自由為替市場(おもに米ドル取引)の区分撤廃。
- (2) 両市場をそれぞれ構成する公認為替銀行と非公認為替銀行の業務区分の廃止。
- (3) 公認為替銀行がロンドンにもつ英ポンド勘定である香港 No. 1 Account(入金、払出とも自由)と非公認為替銀行のもつ香港 No. 2 Account(入金自由、払出要許可)を他通貨への交換可能な External Account に統一。

#### ◇香港、証券市場規制を強化

1. 香港政府は、証券市場の過熱化を抑制するため、①1月上旬の立法議会(Legislative Council)で、証券諮詢委員会(注1)(Securities Advisory Council)および証券監督官(Commissioner of Securities)の設置を決定し、②同月中旬には、全銀行に対し株式関係貸出を総貸出の20%以内に抑えること、すでにこのラインをオーバーしている銀行については3月末までに同ライン内に圧縮することを要請するとともに、③3月中実施をめどに証券取引法の制定準備を進めている。

2. 政府がこうした一連の規制強化を行なった背景としては、次の事情があげられる。

- (1) ここ2~3年、あいつぐ取引所の新設(71年3月、金銀証券取引所、72年1月、九竜証券取引所をそれぞれ開設。現在4取引所がある)に示されるように、証券市場が急速に拡大したこと。
- (2) とくに昨年後半からは、景気停滞に伴う金融緩和基調に加え、①英中関係の改善に伴う政情安定化、②通貨不安下の香港ドルの強さの再認識の高まり、などから短資流入が急増し、株価の異常な上昇(注2)をもたらしたこと(1月10日 Hang Seng 指数 970.88 と史上最高、前年1月平均 329.55)。
- (3) この結果、暴騰の反動による混乱が香港市場のイメ

ージ・ダウンにつながる懸念が生じたこと。

(注1) 証券諮詢委員会は、金融界、財界、政界を代表する7人の委員で構成され、議長に東亜銀行(Bank of East Asia——地場中国系)の前頭取を選出した。一方、証券監督官には英蘭銀行から証券の専門家を招へいする予定とされている。

(注2) 株価指数(Hang Seng Index)の変化(1964年7月=100)

1868年平均	80.74	1972年9月末	496.55	1973年5月	884.88
69 //	129.74	10 //	639.59	10 //	970.88
70 //	187.25	11 //	664.91	11 //	955.01
71 //	281.81	12 //	843.40	15 //	825.94

#### ◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化等に対処して、12月9日の切下げ(1月号「要録」参照)に続き12月30日、為替レートを1米ドル当たりそれぞれ10ピアストル方切り下げ(切下げ幅2.2~3.2%)、次のとおりとした(単位・ピアストル)。

	新レート	旧レート
貿易・貿易外	465	455
米国援助物資輸入	320	310

#### ◇マレーシア、1973年度予算案を発表

マレーシア政府は昨年12月6日、1973年度予算案を議会に提出した。Tan Siew Sin 蔡相は同予算案の議会提出に際して行なった財政報告のなかで、①72年の同国経済は、主産品であるゴムの市況低迷にもかかわらず、工業化の着実な進展を背景に年率5.8%の成長(71年4.8%)を遂げる見込みであり、②さらに73年は農業、社会開発の推進を目標とする公共投資の拡大をてこに、8~9%の高成長を達成する方針である旨を明らかにした。

同予算案の概要、次のとおり。

(1) 経常支出は、英軍の撤退に伴う軍事費や政府借入れの累増を映じた元利支払および社会保障費等の増加を

#### マレーシアの1973年度予算

(単位・百万マレーシア・ドル)

		1973年度	1972年度	増加率
経常	歳出	3,155	2,735	15.4%
	歳入	2,939	2,733	7.5
勘定	経常勘定じり*	△ 154	69	—
開発	支出	1,101	888	24.0
	収入	1,101	888	24.0
勘定	うち 経常勘定繰入れ	△ 154	69	—
	国内借入れ	803	600	33.8
	対外借入れ	200	158	26.6

(注) \*印は調整項目を含むため、歳出入の差額とは一致しない。

主体に、前年度(当初予算)比15%拡大。

これに対し経常歳入面では、しゃし品を対象とした物品税および売上税率の引上げ等により増収が図られているものの、経常勘定じりは前年度(69百万マレーシア・ドルの黒字)とは様変わりに154百万マレーシア・ドルの赤字。

(2)一方、開発勘定では、農業開発および運輸・通信施設の整備を重点(両者で支出総額の6割)に、大幅な支出増(前年度比24%増)が予定されており、資金調達面では、前年度と同様、内外からの借入れに大きく依存するかたちとなっている。

#### ◇インドネシア、1973年度予算案を発表

インドネシア政府は1月8日、1973年度(4月～翌年3月)予算案を議会に提出した。その特徴としては、①昨年は干ばつにより深刻な食糧不足に直面したため、農業開発に最重点が置かれたこと、②食料品を中心とする物価高騰(72年中+25%)との関係から、公務員給与の大幅な引上げが図られたこと、が指摘されている。

同予算案の概要、次のとおり。

(1)歳出規模は、前年度(当初予算)比14.7%増、うち、経常支出の増加(同18%増)は、公務員および軍人の給与引上げ(4月以降、基本給を3割方引上げ)、地方自治体交付金(地方公務員の給与引上げ分の補給)の増額などに当たっている。また開発支出(同9%増)では、①食糧の増産、都市との所得格差の是正をねらいとした地方開発の推進、②インフラストラクチャの整備、③雇用機会の増大を目的とした労働集約産業への政府投資の拡大、などに重点が置かれている。

#### インドネシアの1973年度予算

(単位・億ルピア)

		1973年度	1972年度	増加率
歳 出	経常支出	5,183	4,375	18.5%
	うち人件費 地方自治体 交付金	2,461	2,142	14.9
歳 出	開発支出	1,012	835	21.2
	うち経済部門 民間プロジェクト 補助	3,441	3,141	9.6
歳 出	計	2,057	1,849	11.2
		830	830	—
		8,624	7,516	14.7
歳 入	経常収入	6,710	5,736	17.0
	うち石油会社税	2,524	2,064	22.3
歳 入	開発収入	1,914	1,780	7.5
	計	8,624	7,516	14.7

(2)歳入面では、石油会社の収益増を映した石油会社税の増収(同22%増)、売上税、資産税率の引上げによる間接税収入の増加に加え、対外援助の受入れを中心とする開発収入の増大が計上されており、収支じりは引き続き均衡を維持している。

#### ◇スリランカ、1973年度予算を発表

スリランカ政府は昨年12月、国民議会を通過した1973年度予算を発表した。

本予算においては、①歳入面で、しゃし品に対する消費税引上げ、政府系企業にかかる取引高税の適用範囲拡大、輸入課徴金制度の強化などにより増収を図ろうとしているものの、②歳出面で、景気浮揚を図る見地から経済開発の推進を主眼とした公共投資の大幅拡大に加え、暴動など社会不安に対処するため社会福祉、国防治安関係費などが増大していることから、③収支は前年度に引き続き大幅赤字(12.9億ドル、歳出の25%)を計上、これを国内および海外からの借入れで補てんすることとしている。

#### スリランカの1973年度予算

(単位・億ルピー)

		1971/72 年度実績	1973年度
歳 入	租 稅 等	41.1	38.7
	国内からの借入れ	8.9	7.5
	海外からの借入れ	6.1	5.4
	計	56.1	51.6
歳 出	経 常 支 出	41.8	37.6
	資 本 支 出	14.3	14.0
	計	56.1	51.6

(注)会計年度は1973年度から1～12月に変更されることとなつたため、1971/72年度は、71年10月から72年12月までの15ヶ月間予算が組まれている。

#### 共産圏諸国

##### ◇中国、1972年の生産実績を発表

最近の人民日報、北京放送、新華社通信等によれば、72年(第4次5ヵ年計画の第2年目)の各種生産実績は次表のとおりで、食糧、粗鋼、化学肥料、原油等主要生産物の伸び率はいずれも前年実績(47年8月号「国別動向」参照)を下回った。また、生産数量を発表した品目は食糧(240百万トン)、粗鋼(23百万トン)に限られ、前年、前々年の発表に比べ品目数が減少したこと、第4次5ヵ

## 中国の1972年生産実績

(前年比・%)

食 糧	- 4	粗 鋼	+9.5
うち 小麦	+ 8	鋼 材	+10
綿 花	若干減	銑 鉄	+12
菜 種	+20	化 学 肥 料	+18.1
砂糖用作物	+20	うち 窒素肥料	+23.4
たばこ	+10以上	リン酸肥料	+10.9
茶	大幅増	原 油	+16
繭	大幅増	精 製 品	+ 5
落花生	微 減	鉄 道	+6.2
ごま	微 減	貨 輸	
パルプ繊維	+40	送 自 動 車	+3.4
木 材	+ 8	物 量 船舶(沿海、長江、遠洋)	+7.1
		貨 物 積 卸 量 (沿海、長江)	+8.2

年計画の成果についてもまったく言及していないことが指摘されており、こうした事情などから昨年の経済成長率は、若干鈍化したとみる向きが多い。